

令和7年第1回（2月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

令和7年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

第1日（2月18日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時38分)	3
広域連合長の議会招集挨拶	3
諸般の報告	4
日程第1 議席の指定について	4
会議録署名者の指名	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	5
日程第4 議案第8号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について	6
日程第5 議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について	7
会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	8
日程第6 議案第3号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	9
日程第7 議案第4号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	10
日程第8 議案第5号 令和6年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	12
日程第9 議案第6号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	17
日程第10 議案第7号 令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	19
議了宣告	22
広域連合長の閉会挨拶	22
閉会宣告(午後2時29分)	22
会議録署名	23

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第40号

令和7年2月18日（火曜日）国保会館6階大会議室

出席議員

1番	西	田	浩
2番	幸	城	麗子
3番	棕	木	太一
4番	水	野	考
5番	田	中	みわ子
6番	中	田	光政
7番	高	重	洋介
8番	陶		範昭
9番	吉	和	宏
10番	奥		陽治
11番	岡	崎	正淳
12番	真	田	光夫
13番	新	田	真一
14番	林		高正
15番	細	川	雅子
16番	奥	谷	求
18番	南	澤	克彦
20番	宮	本	彰
21番	下	岡	憲国
22番	大瀬戸	宏	樹
23番	安	竹	正
24番	中	本	正廣
25番	伊	藤	淳
26番	信	谷	俊樹
27番	田	原	賢司

欠席議員

17番	井	上	佐智子
19番	長	坂	実子
28番	久保田	龍	泉

説明員

広域連合長	平	谷	祐	宏
広域連合事務局長	二	井	秀	樹
広域連合事務局次長兼総務課長	金	谷	淳	子
業務課長	山	下	尚	彦

総務課課長補佐兼企画財政係長 黒 川 輝 久
業務課課長補佐兼資格保険料係長 北 修 治

議事補助員

議会事務局長 笠 原 美恵子
議会事務局次長 楠 木 加 予
書記 大 賀 遥

議事日程（第 1 号）

（令和 7 年 2 月 18 日 午後 1 時 38 分開議）

日程第 1	議席の指定について	
日程第 2	会期の決定について	
日程第 3	議案第 1 号	広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第 4	議案第 8 号	広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第 5	議案第 2 号	広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について
	会議案第 1 号	広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 3 号	広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 4 号	令和 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 8	議案第 5 号	令和 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 9	議案第 6 号	令和 7 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第 10	議案第 7 号	令和 7 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 1 時38分 開 会

○議長（西田 浩）

ただいまの出席議員25名であります。地方自治法第113条により定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。
広域連合長。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

皆さん、こんにちは。令和7年第1回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変御多用のところ御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、団塊の世代が後期高齢者となり、今後さらに社会の高齢化が進んでいくことが見込まれる中で、高齢者の健康の保持・増進と併せて、医療費の適正化が大きな課題となっております。こうした中、国においては、増加する医療費を賄うため、保険料と窓口負担のバランスを図りつつ、年齢に関わらず負担能力に応じて公平に支え合う「全世代型社会保障」の実現を目指して、高額療養費の自己負担限度額の見直しなど、様々な制度改正が進められているところです。

本広域連合といたしましては、こうした国の動向を注視しつつ、各市町、県と連携・協力し、検診受診率の向上や、「保健事業と介護予防の一体的な実施」などの取組を強化して、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

さて、本定例会では、令和6年度の補正予算、令和7年度当初予算などの重要案件を提出させていただいております。

どうぞ、慎重に御審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西田 浩）

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、平谷広域連合長、二井広域連合事務局長、金谷事務局次長兼総務課長、山下業務課長、総務課黒川課長補佐兼企画財政係長、業務課北課長補佐兼資格保険料係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました「例月出納検査」及び「令和6年度定期監査結果」について、監査委員から議長宛ての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

これより、日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程（第1号）のとおりでございます。この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田 浩）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第1 「議席の指定について」

○議長（西田 浩）

それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席とします。

この際、御報告いたします。一身上の都合により、竹原市の大川弘雄議員から辞職願が提出され、閉会中につき、令和6年11月18日付けで許可しておりますことを御報告いたします。

なお、本日の「会議録署名議員」として14番林高正議員、21番下岡憲国議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（西田 浩）

それでは、日程第２「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期を本日１日間としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田 浩）

御異議なしと認めます。よって、会期を本日１日間と決定いたします。

△ 日程第３ 「議案第１号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（西田 浩）

次に、日程第３「議案第１号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

ただ今上程されました議案第１号「広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」御説明申し上げます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。議案書の履歴書にありますように、奥田正和氏は、現在、世羅町長として御活躍中であり、知識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（西田 浩）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田 浩）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田 浩）

御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第４ 「議案第８号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」

○議長（西田 浩）

次に、日程第４「議案第８号 広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

広域連合長。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

ただ今上程されました議案第８号「広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」御説明申し上げます。

本案は、空席となっております副広域連合長の選任について御同意をお願いするものでございます。議案書の履歴書にありますように、吉田隆行氏は、現

在、坂町長として御活躍中であり、知識、経験ともに豊かな方で副広域連合長として適任と存じます。

何とぞ、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（西田 浩）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田 浩）

御異議なしと認めます。

本件を採決いたします。本件に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西田 浩）

御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第5 「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について」

○議長（西田 浩）

次に、日程第5「議案第2号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について」及び「会議案第1号 広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」の2件を一括して議題とします。

まず、議案第2号について、説明を求めます。

◎広域連合事務局長（二井 秀樹）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（二井 秀樹）

ただいま上程されました議案第２号「広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例及び広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の一部改正について」御説明いたします。

議案書の１ページ、及び別冊１「令和７年第１回広域連合議会定例会議案資料」の１ページをお開きください。

それでは、議案資料により御説明をいたします。

１趣旨です。刑法の一部改正により、刑の種類のうち、懲役及び禁錮が廃止され、代えて拘禁刑が創設されたため、条例中の規定の整理を行うとともに、所要の経過措置を定めるものです。

２内容は、条例中「懲役」という文言を「拘禁刑」に改めるものです。

３施行期日は、改正刑法の施行日と同日の、令和７年６月１日です。

御説明は以上です。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西田 浩）

続いて、会議案第１号について、提案理由の説明を求めます。

○３番（棕木 太一議員）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

３番棕木太一議員。

○３番（棕木 太一議員）

「広島県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」説明させていただきます。

議案書（議員提出案件）の会議案第１号を御覧ください。

令和４年６月１７日に、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布されました。その改正において、刑の種類のうち、懲役及び禁錮が廃止され、代えて拘禁刑が創設されました。これを受けて、本条例中の懲役という文言を拘禁刑に改めるとともに、所要の経過措置を設けるものでございます。

施行期日は、改正刑法の施行日と同日の、令和７年６月１日でございます。

以上、議員各位の御賛同を求めます。

○議長（西田 浩）

議案第２号については、発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

会議案第 1 号については、事後の議事手続を省略して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。議案第 2 号及び会議案第 1 号の 2 件について、一括して採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第 2 号及び会議案第 1 号の 2 件について、一括して採決いたします。各案件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

起立総員。よって各案件は可決されました。

△ 日程第 6 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例一部改正について」

○議長（西田 浩）

次に、日程第 6 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（二井 秀樹）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（二井 秀樹）

議案第 3 号「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

議案書の３ページ、及び別冊１令和７年第１回広域連合議会定例会議案資料」の２ページをお開きください。

それでは、議案資料によって御説明します。

１趣旨です。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置について、所要の改正を行うものです。

２内容です。被保険者均等割額の軽減措置について、５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯に係る所得判定基準額を引き上げるもので、所得判定基準額の計算において、世帯の被保険者の人数に乗ずる金額を、５割軽減では２９万５千円から３０万５千円に、２割軽減では５４万５千円から５６万円に、それぞれ引き上げるものです。

３施行期日は、令和７年４月１日です。

御説明は以上です。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西田 浩）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西田 浩）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第７ 「議案第４号 令和６年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」

○議長（西田 浩）

次に日程第７「議案第４号 令和６年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。なお、予算の説明につきましては、長くなりますので、座って説明していただいて結構です。

◎広域連合事務局次長（金谷 淳子）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷 淳子）

ただいま、上程されました議案について、御説明いたします。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

議案書の４ページをお開きください。議案第４号「令和６年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）」は、第１条にありますように、歳入歳出予算の総額から、それぞれ７,４７４万１千円を減額し、予算の総額をそれぞれ１８億７,１０１万４千円とするものです。

５ページを御覧ください。この補正の内容について御説明いたします。

まず、歳入です。「４款 繰入金」「１項 基金繰入金」の７,４７４万１千円の減額は、特別会計への事務費繰出金の減額等に伴い、財政調整基金からの繰入金の減額を計上したものです。

続きまして、６ページをお開きください。歳出です。

「２款 総務費」「１項 総務管理費」９３４万９千円の減額は、単価増額の適用開始時期の延期に伴う金融機関事務取扱手数料の減額及び執行金額が確定し、当初の見込みを下回ることに伴う公会計対応支援業務委託料の減額を計上したものです。

「３款 民生費」「１項 社会福祉費」の６,５３９万２千円の減額は、特別会計の事務費の減額に伴い、特別会計への事務費繰出金の減額を計上したものです。

以上、上程されました議案について概要を説明いたしました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西田 浩）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西田 浩）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 5 号 令和 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」

○議長（西田 浩）

次に、日程第 8 「議案第 5 号 令和 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（金谷 淳子）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷 淳子）

ただいま、上程されました議案について、御説明いたします。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

議案書の 7 ページをお開きください。議案第 5 号「令和 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」は、第 1 条にありますように、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 4 億 6,879 万 7 千円を追加し、予算の総額をそれぞれ 4,773 億 7,105 万 6 千円とするものです。

8 ページをお開きください。この補正の内容について御説明いたします。

まず、歳入です。「2 款 国庫支出金」「2 項 国庫補助金」7,905 万 9 千円の減額は、保健事業・介護予防一体的実施事業に係る委託料が当初の見込みを下回ること等による調整交付金の減額、東日本大震災の避難者等である被保険者に対する一部負担金及び保険料減免の特例措置に係る「後期高齢者医療災害臨時特例補助金」の計上、補助対象経費の減額に伴う高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の減額、また、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等に要する経費に係る「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」の計上、これらを合計したものです。

「7 款 繰入金」「1 項 一般会計繰入金」6,539 万 2 千円の減額は、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の計上等に伴い、一般会計からの繰入金額の減額を計上したものです。

「2 項 基金繰入金」6 億 1,324 万 8 千円の追加は、高額療養費負担金の増額等に伴い、給付準備基金からの繰入金額の増額を計上したものです。

続きまして、9 ページを御覧ください。歳出です。

「1 款 総務費」「1 項 総務管理費」1,470 万 5 千円の減額は、広域連合システム構築委託料等の減額及び広域連合システム機器リース料の減額を合計したものです。

「２款 保険給付費」「２項 高額療養諸費」６億７,６５６万５千円の追加は、医療費の自己負担額が著しく高額となる被保険者に支給する高額療養費が、当初の見込みを上回ることから増額するものです。

「４款 保健事業費」「１項 健康保持増進事業費」１億９,５１５万３千円の減額は、ジェネリック医薬品希望カードの送付廃止に伴う通信運搬費の減額及び保健事業・介護予防一体的実施事業において、委託先である市町の事業計画金額が当初の見込みを下回ることに伴う委託料の減額を合計したものです。

「７款 諸支出金」「１項 償還金及び還付加算金」２０９万円の増額は、療養給付費負担金等国庫支出金返還金の不足が見込まれることによる増額及び市町への保険料還付金が当初の見込みを上回ることによる増額を合計したものです。

次に１０ページをお開きください。第２表 債務負担行為の補正です。これは、「広域連合システム機器更改及び運用・保守業務」について、当初、機器更改が令和５年度に実施されとの計画の下、令和４年度中に委託契約を締結し準備を進めるため、令和４年度からを期間とする債務負担行為を設定しておりましたが、機器更改が令和６年度に延期され、別途、令和５年度からを期間とする債務負担行為を設定したことから、不要となる債務負担行為を廃止するものです。

以上、上程されました議案について御説明いたしました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西田 浩）

これより質疑を行います。

議案第５号につきまして、通告がございましたので、発言を許可します。

○１５番（細川 雅子議員）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

１５番細川雅子議員。

○１５番（細川 雅子議員）

１５番細川でございます。発言の機会をいただき、大変ありがとうございます。

令和６年度特別会計補正予算の第４款保健事業費の中の、第１項健康保持増進事業費の減額について、お尋ねいたします。

説明の資料の別冊３の中の１５ページの方に詳しいことが掲載されております。

この減額は、保健事業・介護予防一体的実施事業の実施に係る委託料を１億９,３５３万２千円の減額ということでございます。

この事業は、後期高齢者に対するハイリスクアプローチやポピュレーションアプローチを地域の特性に応じて、介護予防事業等々、一体的に実施すること

で後期高齢者の健康増進を図る目的で、事業を各市町に委託していると、そのような事業だと理解しております。

現在では県内の14市9町全てで実施しておりまして、県内の後期高齢者の健康保持に寄与しているものと思っております。現場の方では大変ありがたいといった声も聞いております。

今回の補正では、当初予算の5億2千万円程度から1億9千万円の減額ということで、かなりの高い割合での減額になっております。この減額の理由と今後の対応についてお尋ねいたします。

○議長（西田 浩）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（山下 尚彦）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

業務課長。

◎業務課長（山下 尚彦）

まず、「保健事業と介護予防一体的実施に係る委託料」の予算につきまして、今回減額する約1億9千万円の内訳といたしましては、市町の事業計画の変更によるものが1億5,600万円余り、国による交付額算定方法の変更によるものが3,600万円余りとなっております。

次に市町の事業計画の変更による減額につきましては、当初、市町から提出された事業計画に基づいて予算措置をしておりましたが、現段階で、市町から今年度は実施できなくなった旨の報告があった事業に係る予算を減額するものでございます。

また、国の交付額算定方法の変更による減額につきましては、令和6年度から、事業の企画・調整等を担う医療専門職の人件費に係る消費税は、交付対象経費に含めないよう、全国一律に改められたため、この消費税に相当する額を減額するものでございます。

当広域連合といたしましては、引き続き各市町の実情の把握に努めるとともに、市町と連携・協力して、地域の特性に応じた健康増進や疾病予防、重症化予防など「保健事業と介護予防の一体的実施」の取組を進めてまいります。

○15番（細川 雅子議員）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

15番細川雅子議員。

○15番（細川 雅子議員）

御答弁ありがとうございます。

若干、もう少し教えていただきたいんですけども。

まず、消費税、人件費に係る消費税の取扱いのことでお尋ねいたします。消費税の取扱いが変更になったということなんですけれども、市町に事業委託しているということで、市町の方でも作らなければいけない色んな報告書があると思います。そちらの報告書の様式とかも変わったんじゃないかなと思っておりますが、慣れない市町の方の事務手続をする上で、戸惑ったこともあるのではないかと思います。このように報告書などの仕様が変わった場合というのは、どのような対応をされているのか教えてください。

二点目ですが、こちらの方が額としては大きいですが、約1億5千万円くらいなんですけれども、大きな理由が市町の事業費の差によって生じた数字になるという風に御説明をいただきました。実は、令和5年度決算の時に出了た不用額と比較してみましたら、こちらの時は8,600万円程度の不用額でございまして、2倍近い額の減額となっているということで、ちょっと驚いております。これは何か大きな理由があったのか御説明いただけましたら助かります。

よろしくお願いします。

○議長（西田 浩）

当局の答弁を求めます。

◎業務課長（山下 尚彦）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

業務課長。

◎業務課長（山下 尚彦）

まず、一点目の消費税の取扱いの変更に係る市町への対応につきましては、当広域連合では、この度の消費税の取扱いの変更について国から連絡を受けた後、速やかに市町にお知らせしたほか、国から当広域連合に送られてきた変更後の申請様式等を市町にお送りする際には、変更内容を説明するなど、丁寧な対応に努めているところでございます。

二点目の、令和5年度決算時の不用額と比較した場合の差につきましては、昨年度も今回と同様に市町の計画変更を反映して減額補正を行っております。昨年度の不用額約8,600万円は、補正後の予算額に対する不用額となっております。今年度も、予算規模や事業内容ともに、昨年度と大きな差異はないことか

ら、令和6年度決算時におきましても、不用額は令和5年度に近い金額になるのではないかと考えております。

当広域連合といたしましては、引き続き、各市町と連携し、適切な事務運営を図ってまいります。

○15番（細川 雅子議員）
議長。（挙手）

○議長（西田 浩）
15番細川雅子議員。

○15番（細川 雅子議員）
御丁寧ありがとうございます。

事務の取扱いに関しては、その都度丁寧に御説明をいただいているということではございますが、広島県内広うございますので、ちょっと聞きに行くにしてもなかなか聞きづらいこともあったりすると思いますので、どうぞ引き続き丁寧に対応していただければと思いますので、お願いいたします。

あと、市町の減額が大きい部分なんですけれども、例年と最終的には同じくらいの不用額になるのではないかといたった御説明でございました。逆に言えば、毎年同じ額が出るのはどういうことかと。不用額をぜひ、予算を付けているので、ぜひ減らしていただきたいという思いがございますので、どうか市町と丁寧に情報交換しながら、しっかりと使っていただけるように来年度もお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（西田 浩）

本件の質疑については、他に発言の通告がありませんので、本件質疑を終結いたします。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西田 浩）
起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第９ 「議案第６号 令和７年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（西田 浩）

次に、日程第９「議案第６号 令和７年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（金谷 淳子）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷 淳子）

ただいま、上程されました議案について、御説明いたします。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。議案第６号「令和７年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてです。

本予算は、第１条にありますように一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ16億4,512万6千円とするものです。また、第２条にありますように一時借入金の限度額を5千万円と定めております。歳入歳出の詳細については、別冊４「令和７年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算説明書」により御説明します。

別冊４の４ページをお開きください。

まず、歳入について主なものを御説明します。

「１款 分担金及び負担金」です。これは、各市町からの事務費分賦金で、予算額は15億3,878万5千円です。歳入の93.5%を占めており、前年度比1億2,409万6千円の増としています。

これは、一般会計歳出予算における総務費の増額や、特別会計事務費繰入金の対象経費のうち、電算処理システム運用管理事業に係る経常経費や、医療費適正化対策事業の歳出予算額の増額が見込まれることなどによるものです。

ただし、後ほど繰入金の項目でも御説明いたしますが、事務費分賦金の増額に対しては、市町の負担の増加を軽減し、健全な財政運営を維持するため、財政調整基金の一部を繰り入れることとしております。

続いて10ページをお開きください。「４款 繰入金」、「１項 基金繰入金」は、1億円です。これは、先ほども少し触れましたけれども、事務経費の増額で生じる市町の負担を軽減するため1億円を財政調整基金から繰り入れるものです。

続いて、歳出についてです。

引き続きこの冊子の18ページをお開きください。

「1款 議会費」、これは、広域連合議会の開催及び運営に関する経費で、予算額は229万7千円を計上しており、前年度比55万3千円の減としております。

続いて20ページをお開きください。「2款 総務費」です。20ページから27ページまでが「1項 総務管理費」で、派遣職員給料等負担金をはじめ、事務所の使用に係る使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費を計上しております。

26ページをお開きください。この総務管理費の総額は、左下の計のとおり、4億6,145万2千円を計上しており、前年度比2,138万9千円の増となっております。増額の主な理由は、庁内LAN用機器使用料について事務効率の向上のための局内デジタル化推進に伴う増額1,121万9千円、派遣職員給料等負担金について職員の昇給、昇格等に伴う増額415万3千円、口座振込等に係る金融機関事務取扱手数料単価の増額等に伴う増額652万1千円などによるものです。

続きまして28ページを御覧ください。「2項 選挙費」については、前年度比3万6千円減の8万1千円を、また30ページの「3項 監査委員費」につきましては、前年度比2万6千円減の7万5千円を計上しております。

続いて32ページをお開きください。「3款 民生費」は、特別会計への事務費繰出金として11億7,604万6千円を計上しており、前年度比1億5,156万1千円の減としております。減額の主な理由は、当初、令和5年度に実施予定だった標準システム機器更改が令和6年度に延期され、令和6年度当初予算ではシステム機器更改に係る構築経費に関する金額が大きな割合を占めておりましたが、令和7年度は当該経費が不要となることなどによるものです。

続きまして34ページの「4款 公債費」につきましては、前年度比1万2千円増の17万5千円を、また36ページの「5款 予備費」につきましては、前年度と同額を計上しております。また38ページ以降につきましては、給与費明細書となっております。

以上、上程されました議案について概要を説明いたしました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西田 浩）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。

次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西田 浩）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 10 「議案第 7 号 令和 7 年度広島県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（西田 浩）

次に、日程第 10「議案第 7 号 令和 7 年度広島県後期高齢者医療広域連合後
期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（金谷 淳子）

議長。（挙手）

○議長（西田 浩）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（金谷 淳子）

ただいま、上程されました議案について、御説明いたします。

恐れ入りますが、座って御説明させていただきます。

議案書の 14 ページをお開きください。

議案第 7 号「令和 7 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別
会計予算」についてです。

本予算は、第 1 条にありますように予算総額を歳入歳出それぞれ 4,934 億
1,294 万 7 千円とするものです。後期高齢者医療制度は、2 年の特定期間を単位
に財政計画を立て、保険料率を設定して運営することとされており、令和 7 年
度は特定期間の 2 年目で、令和 5 年度に設定しました保険料率の算定基礎数値
を基に予算編成を行っております。

第 2 条については、地方自治法の規定により、債務を負担する行為をするこ
とができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

17 ページをお開きください。「第 2 表 債務負担行為」にありますように、
新たに資格確認書等印刷封入封緘業務委託料について、期間を令和 8 年度、限
度額を 128 万 9 千円とした債務負担行為を設定しております。

14 ページにお戻りいただきます。第 3 条では一時借入金の限度額を 20 億円と
定めております。第 4 条は、歳出の「2 款 保険給付費」の各項に計上された

予算額に過不足が生じた場合については、地方自治法の規定により、同一款内で各項間の流用により処理をさせていただくことを定めたものです。

それでは、別冊5「令和7年度 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書」により、主な内訳を御説明いたします。

別冊5の4ページをお開きください。歳入の主なものについてです。

まず、「1款 市町支出金」です。「1項 市町負担金」のうち「1目 保険料等負担金」は、523億6,185万5千円で、対前年度比22億6,149万1千円の増となっております。これは、保険料率の算定基礎とした被保険者数と一人当たり基準所得額等の推計から算出しています。

「2目 療養給付費負担金」は、385億5,870万4千円で、対前年度比13億1,759万7千円の増としております。続きまして6ページ以降は、「2款 国庫支出金」、10ページからは、「3款 県支出金」、14ページは、「4款 支払基金交付金」、これは現役世代からの医療給付費の約4割相当の支援金です。16ページは、「5款 特別高額医療費共同事業交付金」となっております。

続きまして18ページをお開きください。「6款 財産収入」は、後期高齢者医療給付準備基金の利子収入として1,357万4千円を計上しております。

続きまして、20ページをお開きください。「7款 繰入金」、「1項 一般会計繰入金」は、一般会計から特別会計への事務費繰入金で、11億7,604万6千円、前年度比1億5,156万1千円の減としております。続いて22ページの「2項 基金繰入金」こちらは、給付準備基金からの繰入金として30億9,438万7千円を計上しています。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

34ページをお開きください。「1款 総務費」は、資格確認書や医療費通知等の発送に係る役務費、各種電算システムの運用管理やレセプト点検、医療費適正化等に係る委託料など、後期高齢者医療制度の運営に関する事務経費で、総額で12億1,111万8千円を計上し、前年度比2億2,930万5千円の減としています。減額の理由は、先ほど一般会計の議案でも御説明いたしましたが、電算処理システム運用管理事業の予算に関し、令和6年度当初予算で計上していた標準システム機器更改に係る構築経費が、不要となることなどによるものです。

続きまして38ページをお開きください。38ページから45ページまでは「2款 保険給付費」で、特別会計予算額の99.4%を占めています。先程御説明いたしましたとおり、保険料率設定時の基礎数値により算定した額を基本として計上しており、38ページの「1項 療養諸費」、40ページの「2項 高額療養諸費」、42ページの「3項 葬祭費」、44ページの「4項 傷病手当金」これらを合わせまして、3ページにお戻りいただくようになりますが、事項別明細書右側、歳出の上から2段目、「2款 保険給付費」のとおり4,905億1,564万4千円を計上しており、前年度比172億4,265万9千円の増としています。

それでは、先ほどの続きに戻りまして、恐れ入りますが、46ページをお開きください。「3款 特別高額医療費共同事業拠出金」は、国民健康保険中央会

が実施する特別高額医療費共同事業に係る拠出金で、下の計のところですが、3億429万5千円を計上し、前年度比6,210万3千円の増としております。

続いて48ページをお開きください。「4款 支払基金拠出金」で、令和7年度当初予算から新たに追加しています。これは、後期高齢者医療制度でも出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されたことに伴い、「出産育児支援金」として支出しようとするものです。

令和6年度当初予算では、支援金相当金額を歳入予算における後期高齢者交付金と相殺し、交付金額を減ずることで、実質的に出産育児一時金に係る費用の一部を負担する取扱いとしておりましたが、令和7年度当初予算では、国の方針に基づき、歳入額及び歳出額を明瞭に管理するため、歳入金額と相殺する取扱いをやめ、支援金相当金額を、歳出予算として計上するものです。なお、これは歳入予算と歳出予算との間の予算の組替えとなりますので、令和6年度当初予算と同様に、出産育児一時金に係る費用の一部を支援するとの考えに基づくものとなります。

続いて50ページをお開きください。「5款 保健事業費」です。先ほどの「4款 支払基金拠出金」の追加に伴い、この保健事業費以降の款番号は、令和6年度の番号から1つずつ繰り下がったものとなっています。保健事業費は、医療費の適正化や、後期高齢者の多様な健康課題に対応した保健事業を実施するための経費を計上したもので、下の計のところですが、9億6,349万3千円、前年度比3,242万4千円の増としています。

以上、上程されました議案について概要を説明いたしました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西田 浩）

本件の質疑については発言の通告がありませんので、本件質疑を終結します。
次に討論ですが、発言の通告がありませんので、本件討論を終結します。

本件を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西田 浩）

起立総員。よって、本件は可決されました。

○議長（西田 浩）

以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。
閉会に当たり、広域連合長の挨拶がございます。

◎広域連合長（平谷 祐宏）

令和７年第１回広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、議決を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めてお願いを申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（西田 浩）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。

皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます次第であります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後２時29分

閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員

西 田 浩

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員

林 高 正

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員

下 岡 憲 国